

日本再生医療リハビリテーション学会寄附金等取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、日本再生医療リハビリテーション学会（以下「本会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金等の種類)

第2条 本会が受け入れる寄附の種類は、次のとおりとする

(1) 一般寄附 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金等

(2) 特定寄附 寄附者によってあらかじめ用途が指定された寄附金等

2 この規程における寄附には、金銭のほか金銭以外の財産権が含まれるものとする。

(寄附金等の用途)

第3条 一般寄附については、本会の事業ならびに本会の維持運営のために使用する。

2 指定寄附については、その4分の3以上を寄附者の指定した用途に使用するが、その残額は本会の維持運営のために使用することができる。

(寄附金等の受入・辞退・返還)

第4条 寄附金等の受け入れに際し、本会は、寄附者より寄附申込書の提出を受ける。また、本会が寄附金等を受け入れたときは、寄附者からの要請があるときには、受領書を交付しなければならない。

2 本会は、寄附が次の各号に該当する場合またはそのおそれがある場合には、寄附金等の受け入れを辞退する。

(1) 寄附者が、寄附の対価として何らかの利益または便宜を享受しようとする場合

(2) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査をする場合

(3) 寄附後に、寄附者が寄附金等の全部または一部を取り消す場合

(4) 寄附を受け入れることによって、本会に財政負担を伴う場合

(5) 寄附者または寄附者の役員等が、暴力団、暴力団関係企業などの反社会的勢力に所属し、またはこれらの反社会的勢力の維持運営に関与している場合

(6) その他、本会の運営上支障があると理事長が認める場合

3 寄附者は、本会が受け入れた寄附金等については、原則として、寄附者の事情によりその返還を求めることはできない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。